

特別警報ならびに台風、地震に対する非常措置について

天災などで、「特別警報」が発令された場合、台風などにより京都市（※テレビやラジオにおいては『京都南部』または『京都・亀岡』地域と報道される場合があります）に「暴風警報」が発令された場合、また、京都市において「震度5弱以上の地震」があった場合は、下記のような措置を取ります。そのため、台風接近時や地震発生時には、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることが優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・ 午前0時（真夜中）までに解除になった場合 … 5校時 午後1時50分
(木曜日は午後1時40分) から始業
- ・ 午前0時現在、特別警報発令中の場合 … 臨時休業

- (3) 在校中に発令された場合は、原則児童を学校に留め置くこととします。集団下校をして児童だけで帰宅させることはありません。保護者への引き渡しとなりますので、必ず、「緊急引き取りカード」に記載された方による引き取りをお願いします。

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・ 午前7時までに解除になった場合 … 平常授業（8時30分登校）
- ・ 午前9時までに解除になった場合 … 3校時 午前10時40分から始業（給食実施）
- ・ 午前11時までに解除になった場合 … 5校時 午後1時50分
(木曜日は 午後1時40分) から始業(給食中止)
- ・ 午前11時現在、警報発令中の場合 … 臨時休業

- (3) 在校中に『暴風警報』が発令された場合は、気象情報、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭の状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうか決定します。

3 地震について

(1) 登校前に地震が発生した場合

震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の登校日を臨時休業にします。

* 下校後、深夜0時まで発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

* 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、校門前掲示・ホームページにより、授業などを実施する旨を連絡します。

* 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

(2) 在校中に地震が発生した場合

校区の被災状況・通学路等の安全を確保して、帰宅させるかどうか決定します。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

なお、各学区の避難場所・連絡方法等についてお子様と確認しておいていただきますようお願いいたします。

なお、上記の内容は、今年度中有効ですので、
このプリントは処分せず保管しておくようお願いいたします。